

# 福生市教育委員会会議録

平成 24 年第 12 回定例会

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 開催年月日 | 平成 24 年 12 月 20 日 (金)   |
| 2 | 開始時刻  | 午前 10 時 00 分  |
| 3 | 終了時刻  | 午前 11 時 36 分  |
| 4 | 場 所   | 第 1 棟 4 階 庁議室   |
| 5 | 出席委員  | 委 員 長 平 野 裕 子<br>委員長職務代理者 加 藤 美 子<br>委 員 渡 辺 浩 行<br>委 員 徳 永 喜 昭<br>教 育 長 宮 城 眞 一  |
| 6 | 欠席委員  | なし  |
| 7 | 出席者氏名 | 教 育 次 長 田 村 博 敏<br>参 事 佐 伯 英 徳<br>庶 務 課 長 高 木 裕<br>学 校 給 食 課 長 山 崎 勇<br>生涯学習推進課長 高 橋 邦 彦<br>スポーツ推進課長 鳥 越 裕 之<br>公 民 館 長 高 橋 清 樹<br>図 書 館 長 島 弘<br>主 幹 浅 野 正 道<br>教育センター主幹 笹 本 幸 三<br>指 導 主 事 田 村 亜 紀 子<br>指 導 主 事 森 保 亮 |

- 8 傍 聴 人 なし

(裏面に続く)

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 52 号 福生市児童又は生徒の出席停止の命令に関する事務取扱要綱の制定について
- 日程第 4 議案第 53 号 玉川上水開削工事跡延長部の保護と活用に関する取扱いについて（建議）
- 日程第 5 議案第 54 号 福生市図書館協議会委員の任命について
- 日程第 6 報告第 50 号 福生市立小・中学校における「いじめ撲滅実行計画」について
- 日程第 7 報告第 51 号 平成 24 年度「輝け福生いきいき活動」について
- 日程第 8 報告第 52 号 平成 25 年度スプリングスクール実施要項（案）について
- 日程第 9 報告第 53 号 福生市公民館運営審議会の答申について
- 日程第 10 その他報告事項

午前 10 時 00 分 開会

委員 長 それでは、ただいまから平成24年第12回福生市教育委員会定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤美子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第 2、教育長報告、教育長から報告願います。

教 育 長 定例の委員会に御参集をいただきまして大変ありがとうございました。

この冬は、厳しい寒さと報道されているところでございます。

先日、時事川柳にこんな作品がありました。「被災地が被災地のまま冬二つ」。避難生活をされている皆さんには、この夏も大変な暑さでさぞ厳しかったことと思いますが、ここに来て一段の寒さは心まで凍らせてしまうのではないかと、私ども不自由なく暮らせる身のありがたさに心痛むところでございます。先日も、長く大きく揺れる余震もあったところで、そういう不安の中で一日も早い復興を願うところでございます。

では、前回の11月16日の定例会以降の状況につきまして御報告を申し上げます。まず取り急ぎの案件といたしましては、学級閉鎖が 1 件ございました。12月 6 日に、第七小学校の 1 年 1 組におきまして、児童 5 人の嘔吐があったということで、学校医と協議の結果、同学級につきましては閉鎖が望ましいと、12月 6 日、7 日の 2 日間を学級閉鎖といたしております。そのほかの学級、学年で閉鎖等の発生はありません。

なお、当日は、感染性の胃腸炎との疑いではありましたが、同校に対しましては、念のため西多摩保健所へも報告するよう指示しましたところ、徹底した消毒等、除去、清掃等の指導が行われたということでございました。

次に、北朝鮮のミサイル発射と全国瞬時警報システム「Jアラート」の再訓練の状況でございますが、12月12日に北朝鮮がミサイルを発射したとの報道がございました。今回の発射につきましては、飛行コースが関東圏から外れているということでございましたので、特に児童・生徒や学校施設等への影響はなかったということで、私どもから特段の指示等はいたしておりません。また、全国瞬時警報システム「Jアラート」であります、全国的な試験訓練が行われ、9月12日に第 1 回目の訓練が行われたところ

であります。福生市だけではございませんでしたが、福生市内では残念ながら放送が流れませんで、訓練については失敗であったのですが、11月21日に再訓練が行われまして、無事、放送がされて訓練が終わっております。

続きまして、東京都市町村教育委員会連合会関係についてであります。11月29日に羽村市におきまして、第1ブロックの研修会が持たれたところでございます。当日は、羽村市の教育委員をお務めになったこともある漆芸家の並木恒延氏が御講演をされたということでございました。御出席をいただきました委員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

続きまして、学校教育関係ですが、不登校の状況につきまして、得ている情報をお伝えするところでございます。例年6月、11月、2月に「ふれあい月間」ということで、いじめ防止強化月間と位置付けて、各校で、いじめ防止に向けての指導等々が行われています。その際に、市教育委員会といたしまして、学校を巡回しながら、不登校の問題や、その他暴力行為なども含めた問題行動についての状況についても調査等をしているところでございます。

11月末の状況として得られた不登校の出現率ですが、小学校で0.53%、中学校で3.33%となっております。これはまだ中間の状況で、今後まだ4カ月程経過をしませんと年度末の状況は出てまいりませんが、例年に比べますと比較的良好な状況に推移するのではないかといたした予測もあるところでございまして、参考までにお知らせをしているところでございます。そうは言いながらも、数値から見られるところでは、いささか小学校の出現率が、改善が見られるにしても高留まりをしつつある状況がありまして、この部分については改めて注目をしていかなければいけないかと思っております。

続きまして、道徳授業地区公開講座でございますが、11月17日に第三小学校におきます公開講座が開催をされております。これまでに9校の道徳授業地区公開講座が終わったところでございました。土曜日ということもあり、大勢の保護者が参加されました。

再々申し上げているところでございますが、児童・生徒の規範意識を育てていくために、道徳授業の充実は重要なことであると認識をいたしております。あわせて教育委員会がその姿勢を示していけないと、学校現場にはまた再び緩みが出てくるのではないかと懸念もされるところでござい

ますので、引き続き、道徳授業地区公開講座への御出席等をいただくことがあると考えており、御協力方お願いしたいと思うところであります。

次に、研究発表会でございますが、11月22日に第五小学校におきまして平成23年度、平成24年度にわたりまして研究をいたしました成果について、発表がされたところでございます。研究のテーマは、「主体的な学習態度を育てる指導の工夫」ということで、「知りたい、わかりたい、伝えたい」をサブタイトルとして、その状況についての報告等されたところでございます。

続きまして、小学校音楽会でございますが、11月30日に、今年で4回目の小学校音楽会が市民会館大ホールで行われております。小学校全7校の6年生によりまして取組がされているところでございますが、昨年から福生市の歌を参加児童全員で合唱するという取組が行われておりまして、今年も同じく大合唱で取り組んでおり、一段と上達をしていると感動を覚え、指導をしております校長を初め、教員には感謝をしたいところであります。児童達が成人して、成人式の際に、ふるさとの歌を全員合唱されることを楽しみにしたいと思うところであります。

続きまして、社会教育関係では、11月18日にスポーツ&とん汁会が開催されております。地区委員長の皆様の御努力によりまして、毎年、会が持たれておりまして、今年は、前日の雨が一転して快晴に恵まれ、大勢の子ども達の参加が見られたところでございます。地区委員長、あるいは地域の方々のお骨折りに感謝をするところであります。

それから、シニアウォーキングの取組が持たれております。NPO法人福生市体育協会がスポーツによる健康事業の一つとして、上部団体であります東京都体育協会から支援を得て取組をしたものでございました。福生市では、スポーツ推進計画を策定いたしまして、今後はこの計画に沿い、スポーツによる市民の健康づくりを進めようとするところであります。このような活動団体による取組は、今後の福生市のスポーツによる健康づくりを進めていく上では大きな期待がされる動きだと感じるところであります。

続きまして、図書館協議会が12月1日に開催されております。当日は、委員への委嘱状の交付、そして正副会長の選出が行われたところでございます。

それから、文化祭の実行委員会でございますが、12月14日に今年度の文化祭の締めくくりの実行委員会が執り行われ、今年の反省と次年度に向け

での日程等の調整が行われました。来年は、10月27日から11月17日の間の土曜、日曜、祝日に開催をするということで、開場式については、11月2日を予定するというところまでは決定を見たところであります。

続きまして、諸会議等でございますが、市議会の臨時会が11月30日に開会をされました。これは、職員の給与について官民格差の是正をするということで、減額措置のための条例が提案をされまして、可決成立しております。

それから、第4回の定例市議会が12月4日から21日の予定で目下開会中であります。明日が最終日ということになります。会議の状況につきましては、次回の教育委員会定例会時に御報告を申し上げます。

なお、議会では私の後任の教育委員に、川越孝洋氏が選任同意される案件が提出されることになっておりまして、年明けには教育委員会臨時会の御出席をお願いすることとなります。新年早々でございますが、委員の皆様方には御出席方よろしくをお願いをいたしたいと存じます。

それから、12月17日に防災会議が開催をされております。この会議は、福生市地域防災計画に基づきまして設置をされている会議でございます。大規模災害に備え、国と市、さらには市内の各関係機関によりまして構成をされております。ここでは、福生市地域防災計画の改定が予定をされているところでございまして、この改定作業に向けての本年度第1回目の会合があったところでございます。

また、12月16日には、東京都知事選、衆議院選挙があったところでございました。

それから、市内にお住まいの又吉秀樹さんが、トスティ歌曲国際コンクールで3位入賞されたということで、市長を表敬訪問され、報告をされたところでございます。又吉さんは、先の市民総合体育大会の際にアカペラで国歌を斉唱された青年でございまして、8年程前に御自身の成人式の際にも実行委員となって、式典の際に国歌斉唱のリード役をされたり、「大地讃頌」の新成人の全員合唱の指揮を壇上でされるなど、積極的にその役割を果たしてこられた方です。また、公民館事業にも活発に御協力をいただいている方でございまして、地元で活躍できる場を与えてもらえることはありがたいと市長に述べられており、さらには福生市出身の若者が世界の中で活躍されるというお話を聞きますのは、何とも嬉しい限りで、受賞を心からお祝い申し上げるものでございます。

以上、私からの報告とさせていただきます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

私から質問しますが、12月6日に第七小学校で学級閉鎖があったということですが、現在、感染性胃腸炎が大流行していて、今後もこのようなことが考えられるかもしれませんので、嘔吐の場合の対応マニュアルはあるのですか。

参事 平成21年6月に東京都の福祉保健局から学校等における感染症予防チェックリストというものがございまして、既に学校へは配付されておりましたので、保健主任会等で周知しておりますので、また発生した場合でも消毒等の校内対策や、保健センターや保健所等への連絡等、迅速な対応を図れるかと思っております。

委員長 嘔吐物は菌が飛散するということで、すぐシャットアウトしなければならないので、大変だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第52号、福生市児童又は生徒の出席停止の命令に関する事務取扱要綱の制定についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第3、議案第52号、福生市児童又は生徒の出席停止の命令に関する事務取扱要綱の制定について、提案理由並びに内容につきましてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市公立学校の管理運営に関する規則第21条の2第4項に規定しております児童または生徒の出席停止の命令の手續に関しまして必要な事項を定めたいので、本要綱を提案するものでございます。

本要綱の内容でございますが、第1条は、ただいま提案理由で申し上げました本要綱の趣旨であります。第2条で、性行不良であって、他の児童または生徒の教育に妨げがあると認めるときに作成いたします当該の児童または生徒の指導記録の作成について規定しております。第3条では、出席停止の適用に関する校長の具申について、そして第4条では、教育委員会は校長からの具申書の提出があったときは当該児童または生徒の保護者から意見を聴取するものとしております。第5条で出席停止の適用等について規定されており、その第1号では、教育委員会が出席停止の適用を決定すること、第2号で、保護者に対して出席停止措置の適用、不適用の通

知を交付すること、第3号では、その出席停止期間を決定する上で留意することをそれぞれ規定しております。第6条の第1号から第3号では、出席停止の解除について、第7条で出席停止期間の支援について、そして第8条では、この要綱に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定めるとしてあります。附則で施行日を規定いたしておりますが、本日の教育委員会定例会で御決定いただいた後、公布の手続をいたしますので、平成24年12月26日頃を予定しているところであります。

以上、ご審議を賜りまして、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

私から質問しますが、全国的に生徒の出席停止を行ったというケースはどの位件数があるかを教えていただけますか。

参事 申しわけございません。全国的に適用した件数については、把握しておりません。ただ、義務教育である小・中学校における措置としては、これ以上の措置はないわけで、本市におきましても過去に措置を取るかといった話が出たということは伺っておりますが、最終的には出席停止の措置をしてはおりません。また、私もこれまで教員をやっておりますが、その中で具申書を書くところまでは行ったケースはありますが、最終的には措置まではありませんでした。また、近隣におきましても、この措置をしたということについて把握はしておりません。

委員長 こういう措置をしなくていいように、早期発見、早期解決でお願いしたいということを願うばかりです。先程、第4条で「教育委員会は校長からの具申書の提出があったときは当該児童または生徒の保護者から意見を聴取する」とありましたが、以前に、性行不良で他の児童または生徒の教育に妨げがある児童・生徒に対し、学校での話し合いや指導の中でも教育委員会が介入する場合があると伺いましたので、本人の事情や話を聞く機会もつくっていただきたいと感じました。

あと、教育委員会で意見を聴取するというのは、具体的に教育委員会のどなたというのとは決まっているのですか。

参事 この要綱では、そこまでの規定をしておりませんが、まずは指導室になるかと思いますが、最終的に私や教育長と、そのケースに応じて考えていくしかないかと思っております。

委員長 教育委員会事務局での対応ということですね。



参 事 　　まずは、直接保護者とお会いしてお話を伺います。その上で、学校からの指導記録書や、保護者との面談をした聴取記録をこの教育委員会で御提示申し上げて御審議いただくという形になろうかと思えます。

徳永委員 　表現についてですが、第4条で、教育委員会は校長からの具申書の提出があったときは当該児童または生徒の保護者から「意見を聴取するものとする」とありますが、「しなければならない」位の表現が欲しいと思えます。

教育長 　「するものとする」についても、法令上の用語で言いますと義務ということで、「しなければならない」と同じ意味合いになります。

加藤委員 　義務教育中はいかなることがあっても出席停止はないと思っていましたので、このような措置があるというのは驚いているのですが、ある程度改善されたら出席停止の解除も教育委員会で認めるということになるのでしょうか。

参 事 　　上位法である学校教育法の第35条に児童の出席停止が規定されておりまして、それを受けて市では管理運営規則の中に規定しております。義務教育の中でこの措置をするには、慎重の上に慎重を重ねた上で講ずる必要があるかと存じます。また、出席停止の解除についてですが、出席停止期間についても放っておくということではなく、学校あるいは指導室で、児童・生徒に対して個別の指導計画を作成をして、学習面での支援等もやらなければいけないわけです。その中で改善が見られ、その子の行動によってほかの子ども達の学習権が損なわれないと判断されれば、学校へ戻ることになるか存じます。

委員長 　他に質疑はございませんか。  
ないようでしたら質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第52号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第53号、玉川上水開削工事跡延長部の保護と活用に関する取扱いについて（建議）を議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 　それでは、日程第4、議案第53号、玉川上水開削工事跡延長部の保護と活用に関する取扱いについての答申に対する建議について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、福生市文化財保護条例第39条に基づきまして、平成24年11月20日付で福生市教育委員会より提出されました諮問、「玉川上水開削工事跡延長部の保護と活用に関する取扱いについて」に対する建議が、平成24年12月7日付で福生市文化財保護審議会より提出されたので本案を提出するものでございます。

内容でございますが、大きく3つの項目を建議いただきました。1番目ですが、玉川上水開削工事跡延長部は、遺構の流路を推定するために貴重な史跡であり、さらに同地区に歴史地名として残る「みずくらいど」が存在したことを強く推定させる状況証拠でもあると考えられ、このことから、現在市有地である福生市熊川1364番地1及び福生市熊川1365番地1の玉川上水開削工事跡延長部については、早急に福生市登録史跡として登録し、行政の保護を及ぼすこととございます。資料の地図を御覧ください。赤の枠で囲まれた部分ですが、この部分については早急に福生市の登録文化財として保護すべきとの内容でございます。

次に、2番目ですが、同史跡の今後の活用方法については、事前に福生市文化財保護審議会と意見の調整を図ることとございます。これは、保存や公開の方法等、具体的な活用方法を考えるに当たっては、改めて審議会に意見を求めていただきたいとの内容でございます。

最後に、3番目ですが、同史跡の一部であるJR東日本株式会社所有の福生市熊川1367番地1については、当該市有地と一体で溝状遺構をなすものであり、これについても登録史跡として扱えるよう検討することとございます。

以上の内容の建議をいただいた次第でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

1、2番目については、すぐにでも実行できるかと思うのですが、3番目の登録史跡としたい一部分が私有地であるということですが、私有地を登録史跡とする方法はあるのでしょうか。

生涯学習推進課長 私有地に関しては、登録史跡として教育委員会から福生市文化財保護審議会へ諮問し、福生市文化財保護審議会から答申をいただいて登録文化財としての登録する方法が可能でございますが、JRの土地の部分でございますが、先方が許可をしていただければできますが、できれば福生市に土地を御寄附いただけないかとの交渉をもとに進めていきたいという内容でございます。

委員 長 では、福生市文化財保護審議会からこのような御意見をいただいたので、そのままをJRへお考えくださいと出向くのですか。

生涯学習推進課長 既に口頭ではお願いに上がったのですが、余り良い返事をいただけなかったもので、再度交渉に当たってみようと思っております。

委員 長 このままにしておくと、史跡がなくなってしまう可能性もあるわけですので、この建議を受けてぜひ交渉をお願いしたいと思います。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第53号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第54号、福生市図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。図書館長より内容説明をお願いいたします。

図書館長 日程第5、議案第54号、福生市図書館協議会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由でございますが、図書館法第14条及び福生市図書館協議会条例第3条の規定に基づき、横田恵津氏を図書館協議会委員に任命しようとするものでございます。

なお、10月に開催されました平成24年第10回福生市教育委員会定例会におきまして、平成24年11月1日付、福生市図書館協議会委員10名の任命について御決定をいただいたところでございます。その内、公募市民の1名でございますが、福生市図書館協議会市民公募委員選考要領第2条第2項にあります「市民公募委員として委嘱する全部または一部の期間において、福生市が設置する他の附属機関の委員として委嘱されている、または委嘱される予定の者は、市民公募委員となることはできない」との条項に該当していることが第10回福生市教育委員会定例会後にわかりました。

該当者の方に連絡し御説明したところ、図書館協議会委員を辞退したいとのことでしたので、公募市民に応募いただいた中の次点でありました横田恵津氏を新たに図書館協議会委員に任命しようとするものでございます。なお、任期は平成25年1月1日から平成26年10月31日まででございます。ご審議いただき、原案どおり決定いただきますようよろしくお願いいたします。

委員 長 内容説明は終わりました。  
質疑がありましたらお願いいたします。  
公募をするに当たって、応募要項には先程の兼任できないという旨は入っていたのでしょうか。

図書館 長 8月に広報で募集をさせていただいたのですが、そこには兼任はできない旨を記載させていただいておりました。ただし、同時期に、ほかの部署からの市民公募もあり、両方に応募をされたということです。

委員 長 今後は、受付をする際に、同時応募等の確認は必要となるのでしょうか。

図書館 長 私どもは9月の段階で、審査会を開催して市民公募を決定したわけですが、もう一方の市民公募については審査中で動きがわからなかったところですので、今後、注意して確認しながら進めてまいりたいと考えております。辞退された方におかれましても、図書館にはそういう条項があるのはわかっていたけれども、最終的にいつ決まるかはわからない状態で判断がつかなかったということでございます。

委員 長 他に質疑はございませんか。  
ないようでしたら質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第54号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、報告第50号、福生市立小・中学校における「いじめ撲滅実行計画」についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参 事 日程第6、報告第50号、福生市立小・中学校における「いじめ撲滅実行計画」についてでございます。

いじめ問題につきましては、6月の「ふれあい月間」、7月18日付の東京都の「いじめの実態把握のための緊急調査」、そして8月8日付の文部科学省の調査を実施し、いじめの実態把握とその解消に取り組んでまいりました。9月13日には、東京都教育委員会から「いじめの実態把握のための緊急調査」の結果が公表され、9月27日の第9回教育委員会定例会で報告させていただきました。

そして、教育広報「福生の教育」10月15日号では、いじめのない学校づくりの推進に向けてとして、「いじめの実態把握のための緊急調査」の結果

及び「いじめ問題に対する福生市教育委員会の基本的な考え方」を掲載いたしたところでございます。

10月2日の定例校長会では、教育長から、この「いじめ問題に対する福生市教育委員会の基本的な考え方」にあります、一つ「いじめは人間として絶対に許されないという認識を徹底すること」、二つに、「先入観にとらわれることなく児童生徒の実態を捉え、いじめの兆候をいち早く把握して、適切かつ迅速な対応を図ること」、三つに、「いじめ問題の重大性を全ての教職員が認識し、組織的に問題の解決に当たること」、四つとして、「いじめは簡単には解決しないことを認識し、指導後も十分な経過観察を行うこと」の4点を踏まえた各学校のいじめに係る取組を、いじめ撲滅実行計画としてまとめるよう指示をいたし、本日、報告いたそうとするものでございます。

その形式といたしましては、「いじめの現状」、「これまでの取組の成果と課題」、そして「今後の取組」等の3本を柱にまとめることになっております。

それでは、資料を御覧ください。初めに、「いじめのない学校づくりの推進に向けて」とした調査結果及びいじめの定義を掲載をしております。次はいじめ問題に対する市教育委員会の基本的な考え方を改めて掲載いたしております。そして、福生市立小・中学校におけるいじめ撲滅実行計画を福生第一小学校から順にまとめております。各学校では既に計画を実行して取組いただいております、一番基本となる考え方としての、「いじめはどの学校でも、どの学年、学級でもいつでも起こり得るものである」ということを前提に、最大限にいじめを起こさない努力をし、そして決して見逃さず、組織的に迅速かつ適正に対応するという視点で作成をいただきました。指導室といたしましては、各学校の実行計画に対して、連携して取り組んでまいり所存でございます。

なお、この計画につきましては、本日御承認いただいた後に、各学校では「学校だより」や学校のホームページ等を活用し、保護者や地域の方々へ公表するようお願いいたしているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

質問ではないのですけれども、この計画を拝見させていただいての、感想、考えも述べさせていただいてよろしいでしょうか。各学校、いじめに

ついて真摯に取り組んでくださり、本当にありがたいと思いました。各学校がそれぞれ工夫されているところがたくさんありました。特に中学校では、生徒達にいじめは自分達の問題と認識させ、生徒自身がいじめを発見し、解決する能力をつけさせる指導をしていらっしゃる取組はとても素晴らしいと思いました。

また、二中学区では、3つの小学校と1つの中学校がともに連携協力し合って、いじめをなくす意識を高めていこうと一斉に挨拶運動等をされていますけれども、このようなことを福生市全体で取り上げて、教育委員会としてできることとも考えていければいいのではないかと感想を持ちました。

渡辺委員 各校の実行計画について、比較できるように1枚にまとめてある資料はありますか。

参事 この実行計画の一部についてはまとめてありますが、今後、それ以外についてもまとめるということになりましたら、御示唆いただければと思います。

教育長 児童・生徒あるいは地域の特性というのは、こんな狭い中でも学校ごとに違いがあります。それから、指導に当たる教員もそれぞれ資質が違っておりますので、校長においては、この学校はこういう課題があるとか、こういう人材はこう動かさなければいけないと、いろいろなパターンがありますので、一律にこれでどうですかというわけにはいかないと思います。そういう形で押し込んでしまうと、個々の学校問題の解決に向かわないでしょうし、いじめに対する標準的な対応マニュアルや、どうやって見つけていくかといったチェックポイントも含めて、そういったものは既に東京都からも私どもに示され、学校へ行き渡っており、その上で、学校の管理者である校長が、各学校の特徴的な事柄を責任を持って把握をなささいという意味で実行計画をつくらせているということです。従って、福生市の標準的なモデルというのは必要ないかと思っています。

加藤委員 第三中学校の実行計画に、いじめの認識について、学校と保護者の間にずれがあるとありますが、保護者自体がそういう考えを持っていると、いじめの実態が把握できないのではないかと思いますので、その辺はどういった対策が話し合われているのでしょうか。

参事 御指摘の保護者と学校とのずれというのは、ここにも記載してありますが、保護者のほうでは、例えば「暴力」、「恐喝」、「カツアゲ」等はいじめと捉えています。これについては、いじめではなく犯罪行為であります。

また「相手をばかにした物まね」であるとか「嫌がらせ」、「シカト」、「暴言」、「陰口」等については、よくあることとして、いじめではないと保護者は捉えています。学校、市としては、そういったことを受けた子ども達が心身上、傷ついたということであれば、これは「いじめ」であるわけで、市としては「いじめ」はこういうものであると、その認識、捉え方についてお示しをし、個々のいじめについても、ケースに応じて保護者の方とも面談をして事情を説明したり、その点を御理解いただくという形で、1件1件丁寧に対応している中でもずれがありますので、そこをいかに修正していくかが問題かと捉えております。これは、第三中学校だけの問題ではなく、どの学校でも、保護者の感覚としては、「この程度は昔もあり、いじめではなかった」と捉えておりますが、今のいじめは昔とは違い、陰湿な部分や、インターネットを使ってと、いじめの質が変わってきていますので、その辺をきちんと説明して、御理解いただく必要があるかと考えているところです。

加藤委員 かなり報道等で取り上げられていますが、誇張しているところもあるかもしれませんので、そうすると保護者に解釈の違いが出てきてしまうのではないかと思います。

委員長 解釈の違いに関しては、保護者会等で保護者に福生市ではいじめをこういうふうに捉えていますといった考えをお話しされたり、また、お知らせを出したり等の御努力を年1回はやっていただくことで、ずれも修正されてくるのではないかなと思いますけれども、いじめに対しての教育委員会の基本的な考え方というのは、広報やホームページ等にいろいろ載っていますけれども、その他に、保護者に対してどのような示し方をされる予定でしょうか。

参事 保護者に対しては、これまでも各学校で、学期ごとの保護者会や学級懇談の中でいじめについて取り上げていただいていると思いますので、それは引き続きやっていくようお願いしていこうと思っています。市としては、10月15日の教育広報「福生の教育」に大々的に取り上げをしました。また第2弾のような形で、手を変え品を変え、アピールしていく必要があるかと思っています。

加藤委員 いじめ防止標語等も、効果を上げていると思いますので、継続して取り組んでいただきたいと思います。

参事 いじめ防止標語については、引き続き取り組みたいと思っています。また、年3回、6月、11月、2月に「ふれあい月間」として、市としていじめ及

び不登校等についての調査をしておりますので、これについても引き続き行いたいと思っております。

委員 長 各学校がこんなに一生懸命に取り組んでくださっているというのがよくわかりました。また各学校にこの冊子が行き渡りますと、自校での取組に役立つ手立てとして見えてきますので、良い点はぜひ共有していただきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第50号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって、報告第50号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第7、報告第51号、平成24年度「輝け福生いきいき活動」についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主 幹 それでは、日程第7、報告第51号、平成24年度「輝け福生いきいき活動」につきましてご報告をいたします。

今年度の「輝け福生いきいき活動」は平日の午後に開催とし、福生第一中学校区と福生第二中学校区では10月9日に、また福生第三中学校区では12月11日に、それぞれ小・中学校が午後の時間帯に市内各地域におきまして全校一斉に清掃活動を実施いたしました。その活動内容や方法につきましては、各中学校区で計画して取り組み、平日開催のため、保護者や地域の方の参加につきましても、学校だよりやお知らせ等の配布を通して、各中学校区で可能な範囲でのお願いに留めることといたしました。中学校区ごとの清掃場所は、資料のとおりでございます。

なお、来年度につきましては、既に平成24年第11回教育委員会定例会で報告いたしましたとおり、「輝け福生いきいき活動」を移行し、市内各小中学校において、震災等の災害時に避難所とする学校避難所開設訓練を実施することといたしまして、現在教育委員会事務局と安全安心まちづくり課とで訓練内容や形態等を検討しているところでございます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

「輝け福生いきいき活動」が来年度からは学校避難所開設訓練に移行するということでしたが、この「輝け福生いきいき活動」については、子ども議会時の子ども議員の提案事項として、自分達もまちの清掃活動をして



美化に努め、奉仕の精神を醸し出し、地域の方との交流を深めるという目的等がありましたけれども、それが学校避難所開設訓練となりますと、少し本来の趣旨と変わってくるということでしょうか。

主 幹 学校が避難所となった場合に、地域の方々が学校と一体となって、どのように対応していくかということの実際的な訓練となりますので、地域とのかかわりという面ではこれまで以上に連携が進むものと考えております。また、清掃活動につきましては、全校一斉ではなくても、各学校で学期ごとに行っているような学校もございますので、これからは各学校での取組に委ねていくことになると考えております。

加藤委員 「輝け福生いきいき活動」は、土曜日に行っていた時期もありましたね。

主 幹 当初は土曜日にやっておりましたけれども、ここ数年で平日の午後に移行してきたということでございます。

加藤委員 そうなると、地域の方や保護者の方の参加が少なくなりますね。今度の避難訓練は土曜日に行うのでしょうか。

主 幹 主として土曜日の実施を考えますけれども、今後中学校区ごとで決めていきますので、確実に土曜日ということは申し上げられません。

委員長 市の防災訓練と一緒に行うのですか。

主 幹 安全安心まちづくり課が毎年8月に行っております防災訓練とは別にこの避難所開設訓練を中学校区ごとで行うということですので話を進めております。

委員長 中学校区ごとに行われるということですね。

主 幹 はい。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第51号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第51号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第8、報告第52号、平成25年度スプリングスクール実施要項(案)についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 日程第8、報告第52号、平成25年度スプリングスクール実施要項(案)について報告いたします。

福生市立中学校スプリングスクールは、平成20年度から始まり、平成24年度で5年目を迎えました。

本事業のねらいにつきましては、第1に、中学校の入学の時期を捉え、宿泊を伴う学習を通して、福生市立中学校の生徒に、自ら学び、自ら考える力の基礎となる、望ましい学習習慣や生活習慣の基礎を身に付けさせること、第2に、宿泊を伴う学習を通して、新1年生の相互、新1年生と教員との人間関係を育み、中学校生活への早期適応を図るとともに、自他を大切にしたい望ましい集団生活を送る力を身につけさせることとございます。

実施場所は、高尾の森わくわくビレッジで、実施期間は、福生第一中学校が平成25年4月30日から5月2日まで、福生第二中学校は5月8日から10日まで、福生第三中学校は4月24日から26日までのそれぞれ2泊3日の日程でございます。

主な実施内容として、朝の体操、早寝、早起き、朝御飯等の生活習慣の改善、小学校の復習、中学校における学習方法の習得、放課後の学習習慣の意識付け等の学習習慣の改善、学級集団、仲間づくり等の集団生活の基礎、さらに診断テスト等による学習生活状況の分析がでございます。

今後の日程でございますが、1月に定例校長会及び福生市立中学校スプリングスクール実施協議会で本要項を提示し、3月に実施協議会として担当教員と指導室事務局とで現地実地踏査及び施設との打合わせを行った上で4月24日より本事業を実施する予定でございます。

また、実施後として、成果と課題を協議するとともに、業者による総合学力診断テストの分析方法についての説明会を実施いたします。総合学力診断テストの結果は、実施した中学校ごと及び出身小学校ごとにまとめられますので、小学校教員も出席した上で分析結果を各学校でも検討し、授業改善推進プランの基礎データ等に活用いただきます。

経費につきましては、食費は生徒の自己負担とし、他の諸経費については市費で負担いたします。資料に、参考といたしまして平成24年度の実績を掲載しております。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

主な実施内容に放課後の学習習慣の意識付けというのがありますけれど、期待をしているところです。先月の定例会で御報告いただきました東京都における生活習慣等の調査がありましたが、小学校6年生の男女ともに、家でテレビやゲームをする時間が3時間以上である比率が40%を占めていたという結果でしたので、スプリングスクールは2泊3日と短いですが

ども、ここでの取組が子ども達の自覚を促し、生活リズムを変えるきっかけになってもらえればと大変期待しております。

それと、昨年訪問させていただいたときには、天候が悪く、子ども達はグラウンドでの運動ができなく、さらには、体育館はほかの団体が借りていて使用できずにストレスがたまり気味で体調を崩したということもありましたので、施設をお借りする上で制限は出てくるかもしれませんが、そのあたりも気を使っていただきたいと思います。また先生方が就寝前にミーティングをしようと思っても、使用時間が限られてしまって、十分にできなかったというお話もありましたので、改善できるのであれば、ぜひ御相談に乗ってあげていただきたいと思います。

加藤委員 大分スプリングスクールの成果というのがあらわれてきたのではないのかと思います。特に、どの小学校出身かもデータに入れて診断テストをしていると聞いて、その辺の細かい配慮からこの成果が出たのだということを感じました。また、場所が高尾と近いので、親御さんの安心感もあると思うので、これからもぜひ続けていただきたいと思います。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第52号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第52号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第9、報告第53号、福生市公民館運営審議会の答申についてを議題といたします。公民館長より内容説明をお願いいたします。

公民館長 日程第9、報告第53号、福生市公民館運営審議会の答申についてでございます。

平成23年6月28日付で公民館長より福生市公民館運営審議会へ諮問しました公民館の情報提供のあり方について、本年平成24年11月21日に答申を受けましたので、報告いたします。

諮問内容の項目は4点で「公民館利用の案内」、「情報提供の媒体について」、「施設予約について」、「窓口での情報提供について」でございます。

平成24年3月14日に公民館運営審議会から中間答申の提出を受けました。そして、3月22日には教育委員会協議会にて中間答申を報告しております。

その後、平成24年5月から6月にかけて、公民館運営審議会から本館利用者連絡会と松林利用者交流会、白梅利用者交流会にアンケート調査を実施していただき、このほか、小金井市と国立市の公民館の視察などが行われまして、その結果をもとに提言の作成をいただきました。そして、平成24年11月21日にこの答申の提出を受けました。

それでは、公民館運営審議会の答申内容でございます。「公民館利用の案内」の項目では、一つ目に、施設の利用につきまして、利用案内の充実と定期的な見直し、情報の追加、ホームページへの利用案内の掲載、それから窓口用の情報提供マニュアルの作成など、具体的な提言をいただきました。二つ目に、主催事業につきましては、「講座案内」、「イベント情報」、「情報提供の統一化」とし、三つ目には、「公民館利用団体の活動情報」、四つ目には、「援助事業」につきまして、この一連の案内情報につきまして、有効な情報提供の方法をまとめていただいております。

「情報提供の媒体」の項目では、市広報等、ホームページ、ポスター、パンフレット、チラシ、掲示板、回覧板と、各PR媒体の活用と、どう効率を上げるかなどにつきまして提言をいただきました。

「施設予約について」の項目では、予約についての考え方、予約の電子化につきましては、特に利用団体の意見を取り入れまして、その課題を整理していただきました。

「窓口での情報提供の項目について」では、学習相談の必要性から、その充実を求める提言を受けました。

このような具体的な提言、貴重なご意見をいただきましたので、今後の改善に向けて分析いたしまして、現在の審議会委員の任期が来年3月まででございますので、その任期中に今後の方向性を出していきたいと思っております。

また、次期の平成25年度第22期公民館運営審議会に公民館の情報提供の改善計画を提出しまして、情報提供のあり方を見直し、改善を図りたいと考えます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

徳永委員は、公民館にかかわっていらっしゃると思いますが、これについて御意見等ございますか。

徳永委員 公民館の情報提供の改善計画に期待をしております。

委員長 公民館運営審議会の委員の方々におかれましては、これだけの膨大なアンケートの意見を一件一件上げてくださって、大変な作業だったと思いま

す。本当にありがとうございました。この資料をぜひ生かして、改善し、もっと大勢の方に利用していただける公民館にしていだけたらと思います。

加藤委員長 公民館運営審議会の方々の御苦勞が伝わります。ありがとうございます。  
委員 長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第53号は、報告のとおり承認することに御異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって、報告第53号は報告のとおり承認するこ  
とといたします。

次に、その他報告事項について説明願います。

その他報告事項1、平成25年度福生第三中学校通級指導学級(情緒障害  
等)の開設に向けた説明会について、教育センター主幹より報告願います。

教育センター主幹 それでは、その他報告事項1、平成25年度福生第三中学校通級指導学級  
(情緒障害等)開設に向けた説明会について説明いたします。

この説明会の開催趣旨でございますが、平成25年4月の開設に向けまし  
て、主に入級を希望する保護者を対象に、学級の概要や主な教育活動、指  
導方法、通級の時間数、入級の手続等を説明する会を開催し、対象生徒の  
入級に備えるものでございます。

開催日時でございますが、平成25年1月24日の午後3時から約1時間を  
予定しております。会場は、第三中学校のせせらぎホールでございます。  
説明会の周知方法でございますが、平成25年1月4日発行の教育広報「福  
生の教育」と1月15日発行の「広報ふっさ」に掲載いたしまして、市民の  
方々に周知し、市のホームページ及び第三中学校のホームページに掲載を  
いたします。

次に、通級指導学級の工事の進捗状況でございますが、平成25年1月末  
日までには完成する見込みであります。

なお、工事の完了検査が終了後に、教育委員の皆様には、完成いたしま  
した第三中学校の通級指導学級の施設等を御覧いただきたいと存じます。  
また、4月には通級指導学級の開級式を予定しております。詳しい日程等  
につきましては、決まり次第報告をさせていただきますので、よろしくお  
願いいたします。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

通級がこれで2校となりますけれども、例えば第三中学校の通級ができたなら、第三中学校の在籍の生徒は必ず自校の通級に通わなければいけないのでしょうか。

教育センター主幹 基本的には、二中学区は第二中学校の通級学級に、第一中学校区と第三中学校区につきましては第三中学校の通級学級に通うこととしております。ただし、通学するには遠いとか、あるいは通級に通っているのを知られたくないという特別な理由がある場合には、認めております。

委員長 今、第三中学校から第二中学校の通級に通っていらっしゃる生徒は何人ぐらいいるのですか。

教育センター主幹 2名おりまして、その方につきましては第三中学校の通級に通うということでございます。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたらその他報告事項1を終わります。

次に、その他報告事項2、平成25年福生市成人式についてを生涯学習推進課長より報告願います。

生涯学習推進課長 その他報告事項2、平成25年福生市成人式についてご説明させていただきます。

平成25年の成人式は、平成25年1月14日の成人の日に行われます。会場は市民会館で、式典につきましては午後1時から1時45分までで、その後「成人のつどい」を午後3時までで行う予定でございます。主催者でございますが、福生市と福生市教育委員会、また「成人のつどい」は福生市成人式実行委員会が共催をいたします。対象者の新成人につきましては647名でございます。

主催者挨拶といたしまして、市長と教育委員長に御挨拶をちょうだいいたしたく存じます。また、教育委員の皆様には主催者として御登壇いただきたく、開催のご案内をさせていただいているところでございます。

「成人のつどい」でございますが、学校給食課の協力をいただきまして、懐かしの給食コーナー、また着つけ直しコーナーを予定しております。昨年との違いでございますが、クレストホテルの立食コーナーは残食率が高く、今年度は行わないことになりまして、給食コーナーを充実してまいりたいと考えております。

その他、受付や警備体制につきましては、昨年同様、教育委員会関係各課をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

- 委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 教育 長 補足説明をさせていただきます。服装についてですが、平成17年に申し合わせがありまして、男性は略礼服、女性はそれに準ずる形の服装でお願いを致します。
- 生涯学習推進課長 それから教育委員の皆さんにお出かけをいただく時間も伝えてください。受付開始時間が午後0時30分からとなっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。
- 徳永委員 教育委員として、初めての出席なのでお尋ねします。主催者が登壇して舞台上にいるのは、違和感を覚えます。
- 教育 長 福生市では儀式という場合については、慣例で、このやり方でさせていただいてきております。ただし、会場の都合もありますので、例えば福生市の表彰式の場合には、表彰される方が非常に多く、来賓の方も大勢という場合がありますと、壇上に主催者側も着席することができませんので、その場合には主催者は下に座るということもあります。どうしても不都合だということで、教育委員の皆さん方の御同意がいただければ、次回以降の成人式では、実行委員の若者達とその辺のお話し合いをしていただければと思います。
- 委員 長 また、課題となることがあれば御提案していただければと思います。
- 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- ないようでしたらその他報告事項2を終わります。
- ほかにその他ご報告はありませんか。
- 委員の皆さんからは何かありませんか。
- ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。
- 以上で本日の日程は全て終了しました。
- これをもちまして、平成24年第12回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時36分 閉会